

令和4年12月19日(月)
学校人事課給与係
担当 立見、金子
内線 4600

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の概要

1. 改正の概要

通勤手当額を改定するもの

2. 改正内容

会計年度任用職員の通勤手当又は通勤にかかる費用弁償は常勤職員の通勤手当に準じているが、令和5年4月1日より常勤職員の通勤手当額が改正されるため、これに準じて改定する。

3. 施行期日

令和5年4月1日